

日程第18 議案第9号 橋本市部落差別の
解消を推進する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第18 議案第9号
橋本市部落差別の解消を推進する条例につ
いてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）おはようございます。ま
ず、私どもの会派には総務委員がおりません
ので、この議案審議の場で何点か、お時間を頂
いてご質問させていただきたいと思いを

この条例の制定に関しまして、賛否両論ある
ところでございます。私の地元であります高野
口でも、いろいろな意見を聞いておるところで
ございます。高野口ではもう部落差別はなくな
っている。また、今の条例を制定する中で、近
隣の地域となじんできたのにまた差別が起き
るのではないかと、なぜ今なのかという
ような声も聞かれる中、ほかにもいろいろ聞い
ておるところでございます。確かにそうかなと
いうふうな部分もあるわけですが、私たち
市民の代表であります議員が市民の声を聞
いて、しっかりと伝えていくというのが大切な
ことであります。

しかし、その反面、今なお部落差別的な問合
せが市役所にあるということも聞いておりま
す。そのままでよいのかという部分もある中
で、自分の中でもいろんな葛藤があるわけであ
りますけれども、単刀直入に、市長に三点ほどお
伺いいたします。

この条例制定の背景と目的、そして制定する
意義について。

二点目。この令和2年3月に県条例も制定さ
れてございます。この県条例があるのに、なぜ

市の条例を制定するのかという声を市民の方
からもよく聞くわけですが、この点につ
いてどう考えてのご提案なのか。

それと3点目。私が住んでいます高野口町に
おいて、先ほども言いましたように、部落差別
は既になくなってきているという声もある中
で、今さらながら時計の針を巻き戻すようなこ
の条例には賛成できないという話もございま
す。この条例により、また新たな差別が生まれ
るのではないかと、このような危惧する声もあ
る中で、これに関する見解をお聞かせください。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。岡
本議員の質問にお答えをします。

まず、順番が逆になるかも分かりませんが、
高野口町のほうの質問についてお答えをしま
す。

高野口町が旧高野口町時代に熱心に取り組
んでいただいたことは私も十分承知をしてお
りまして、私も平成14年は市議員でしたので、
廃止された法律が施行されているときにも、ホ
テル古賀の井の大会にも行きましたし、そして、
県議会でもいてましたけども、私も県議会に行
って県下の状況がよく分かるようになったり、
そして平成26年から市長に就任させていただ
いたときに、私もこれほど多いとは思っていま
せんでした。ただ、本当に高野口町の皆さんの
努力には私も大変感謝していますし、部落差別
の問題が本当に減少して、改善していったな
というふうに評価をしています。

しかし、その中でも今も現実に、職員が毎年
のように差別事象の対応に非常に苦勞してい
る。でも、職員には武器がない。今の一般施策
だけではなかなか解決できないところもある

ということです。岡本議員が言われたように、さらにこれが差別につながるのではないかと
いうようなお話ですけども、条例の中身を見て
もらったら、そんなことは一切しません。今の
現在の部落差別に対して、私たちはどういふ
うに対応していくのか。平成14年の終わった段
階のときと、今のネット社会になった現状を見
たときには、やはりインターネット上での書き
込みが多い。これが誤って拡散していけば大変
なことになるというふうに思っています。私は
決して高野口町の皆さんの努力を無駄にする
ということを行っているのではなくて、より完
全に、本当の完全解決をめざしてやっていき
たいという思いです。これが3番目の質問の答
えになるかと思えます。

そして、条例の制定の背景と目的の意義につ
いてですけれども、今述べましたように、平成
14年の3月末に国の法律が廃止されて20年近
くたっています。その中で部落差別問題とい
うのは本当に少しずつ解決、それ以降も本当
にだんだん、確かにそういう問題が表向きは
聞かなくなっていました。私も平成26年に市
長になって初めて認識したのが、まだこんな
に続いているのかよと。例を挙げますと、県
立体育館で部落差別の発言をした市民もい
ましたし、市外の人もいました。それから、
最近ネットでの書き込みが多い。いまだに
続いているのが役所に、この地域は同和地
区ですかという問合せもある。

そして、県もいろいろ調べてくれています
けども、やっぱりたくさん差別事象が和歌山
県下にはある。そして、私たち橋本市にも
同様にあります。ただ、これから、今大き
な火になってないものをもっと本当に消火
できるように、そういう対策を今取るべき
かなということを決断をしています。

市議の中には、ある一定の団体にあいつ
は無理に出さされてるんやというような話
も最近

聞かして、岡本議員、僕の性格がその1
団体のために僕の考えを変えようという
人間ですか。私は大概、水道料金の値上
げにしても、今回の文教施設のやつでも、
僕は持続可能なまちをつくるためには
応分の負担を市民に求めやなあかんとい
うことも考えた上で、この条例につき
ましても必ず批判はある。批判はあるけど、
ここで本当に火消しをしたい。この問題
についてはなくしたい。そして成果とし
て終わったら、この条例は廃止しますよ
というような文言も書いてありますし、
参議院の附帯決議もこの条例の中にも
入れさせてもらっています。

だから、本当にこれから市民も他所の
ところの部落差別をしないように、市民
の皆さんも市内でもそういうことをし
ないように。そして、今はネット社会
なんで全てがネットで、いい話はあまり
拡散しませんけど、悪い話はどんどん
尾ひれがついていって大きくなるとい
うような現状もありますので、だから、
橋本市からはそういうふうなことが発
信されないように、職員にも一つの武
器を持たして、よりはっきりと断れる、
電話が来てもそういうことは当市はあ
りませんからということと言えるよう
な、さらに強く言えるような環境をつ
くっていききたいというふうに思っ
ています。

モニタリング調査というのも今年度から
予算をつけてやっていますけれども、や
はり実際にはありますし、これから県
と市は当然連携していきますけども、
そういうふうなことをしっかりとやっ
ていく。この部落差別問題とい
うのをなくしていく必要があるとい
うふうに思います。やっぱり部落差別
は日本の歴史上、私は大きな汚点や
と思っています。よく差別の基準は
とか、県議会でも質問をされていま
したけど、これは日本の歴史がつ
くった問題であるということをや
っぱり認識しながら、早く解決を
していきたいという思いでつくり
ました。

2番目の県条例の関係なんですけども、これ

もやはり県というのは、和歌山県全体を見て条例をつくります。市町村が対策を講じるような条例では残念ながら、私も県議をやっていたから、市町村にそれをできるかという、なかなかそれは難しい。県もなかなか市町村のためにその予算をつけるということは、私も歯科条例のときに経験したんですけど、そのとき県議やったんですけど、そのときに予算がつかんのですよ。そういうふうに、やっぱり県条例ができて、さらに橋本市として対策をきちっとやっていくためには、市でも条例をつくってやっていく必要があるというふうに考えています。

太陽光発電でもそうやったと思うんです。太陽光発電は、50kW以上は県ですよ、それ以外は県は知りませんよということがあったじゃないですか。だから、橋本市として太陽光発電の条例をつくって、その条例をつくった結果、今どこに設置されたか、許可が橋本市に出てるようになったんで、そういうふうなこともつかめるようになってきています。

こういういろんなことも考えますと、やはり市の中で、県条例では不十分なところを市の条例をつくることによって、さらに強化をしていくという必要があるのかなというふうに思っています。これは議員の皆さんの判断になると思いますけれども、私はそういうふうに考えて、私は高野口の皆さんの努力もよく承知をしておりますし、橋本市の皆さんの努力も承知をしております。その中で完全解決という言葉がよく出るんですけども、実際、本当に完全解決してんの、続いてますよと。だんだん部落差別解消に向けた取組みも年々厳しくなっている。このネット社会というのが、それがどんどん拡散していくことになっている。コロナもそうなんですけど、コロナも間違った情報がどんどん出されて、3月には何とか上げたいなどは思っているんですけども、部落差別だけではなくて、

今必要なものに対しての条例はいくら増えてもええと思っています。それに対して集中的に取り組んで、橋本市の人権問題への解消、部落差別の解消、コロナでの人権差別、そういうものに対しても私自身は積極的に取り組んでいきたいと思っております。

答えになったかどうかは分かりませんが、よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（土井裕美子君） 1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。市長のこの条例制定による部落差別は絶対に許さない、完全解決をめざすというふうな思いもしっかりと伝わってきました。また、部落差別的な問合せがまだある以上は、やっぱり行政の責務としてしっかり取り組んでいかないといけないという必要性も感じたところでございます。自分自身また精査して、しっかりと判断をしていきたいと思えます。

それでは、質問回数が2回まででございますので、教育長に一点と所管部長であります総合政策部長に三点ほどお尋ねいたします。

まず、教育長にお伺いいたします。

条例の第8条第1項において、必要な教育を行うものとするに記載されておりますけれども、具体的にどのような教育をされるのか。

それと第2項に、新たな差別を生むことがないように留意するとあるが、この点についても併せてお答えください。

総合政策部長にお尋ねいたします。

一点目。市長への質問と重複する部分がありますけれども、ここ数年におきましてこの橋本市に、差別の実態や意識があるのかないのか。もしあるのであれば、どのようなものなのかを具体的に実態を示していただきたい。

二点目。平成30年の3月に実施しました市民意識調査におきまして、同和問題の解決に関する考え方の中で、差別に対して一定の規制をする条例や法律が必要だへの支持が最も低い。

12.6%にとどまっているということでありませけれども、これについての考え方をお聞きいたします。

三点目。第4条第2項には、市は部落差別の解消に関し、市民、事業者、関係機関等の取組みに必要な情報及び助言、その他の支援を行うものとするがありますが、どのような支援というのを考えておられるのかお聞かせください。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）私のほうには二点おただしと思っています。まず必要な教育、もう一点は新たな差別という、この二点についてお答えします。

橋本市における部落問題学習というのは、随分長い歴史がございます。積善教育から同和教育へという中での、非常に歴史的な長い中での教育を行われてきました。そのときに大事にしてきたことは、まず一つ目は、子どもたちに科学的認識をつけようということです。これは社会科の授業を通して、歴史的な背景をしっかりと科学的認識として培っていく。もう一つは人権認識、それから言い換ええますと、私は人間認識という言葉を使いたいと思っています。人間認識は、いわゆる「しあわせ」という橋本市独自の持っています副読本、それから道徳、こういう中で、人としてどう生きるべきかということについて学んできました。この科学的認識や人間認識については、今までやってきたことに私は間違いはないと思っています。

だから、今後とも必要な教育の中という部分で言いますと、今までの実践を進めていくというふうを考えています。それと同時に、先ほど市長の答弁にもありましたように、情報化時代がやってきています。情報リテラシー、いわゆる情報活用能力や情報判断能力をしっかりと学んでいくということが大事な点。それと同時に情報モラルの問題。いわゆる匿名で人のことを誹謗中傷するという行為、これは極めて卑劣

な行為である。だから、子どもたちにもそういう人間にはなっていたりたくないんで、情報モラルもしっかりつけていきたい。そういうことを含めて必要な教育と思っています。

あと一点、あえて言いますと、橋本市は橋本市人権教育研究会というのがございます。組織されています。その努力点に、同和教育の歴史、成果や教訓に学び、教訓を継承し発展すると、こう書かれています。これからも教職員に同和教育の成果と教訓をやっぱり継承していく必要はあるやろうなと思っています。

話が長くなって悪いんですけども、同和教育の成果と教訓の中で一番大事なことを私は思っているのは三点あります。

まず一点目は、はじめに子どもありき。いわゆる子ども観です。はじめに子どもありきという子ども観。それから、本当のことを生活に根差して分かりやすく教えるという授業観。それから、人権が保障された中での仲間づくり、学級づくりという仲間づくり。この三点については、やはり若年の先生方もおられますので、しっかりと教訓として残していきたい。これが私の必要な教育であると思っています。

それから、もう一点、新たな差別ということについてお話しさせていただきます。先ほどもお話しさせていただきましたように、橋本市の教育は積善教育から同和教育へという中で、多くの方々が部落問題解消に向けて随分努力されて、解消の方向にきています。これは先ほど市長のお話の中にもあったとおりです。それを逆戻りするような形にならない。そのために、真に部落問題を解消するための教育内容であり、教育手法を用いていく必要がある。その教育というのは、もう一度言いますけれども、真に部落差別を解消するために行われる。でない、新たな差別は生まれてくるだろうなど。そのところに留意して教育を進めていく必要があると思っています。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）私のほうには三点ご質問を頂きました。

まず、一点目の橋本市の差別の実態と申しますか、差別があるのかないのかというおただしですが、橋本市には部落差別があります。あるという根拠ですが、これについては、ここ5年間の状況を少しお話しさせていただきますと、平成28年度では1件、平成29年度においては2件、30年度においては3件、令和元年度おきましては5件に増えております。今年度はまだ年度途中ですが1件ございます。したがって、やはり差別の事件、これが増えているような状況でございます。事件かどうかという取扱いにつきましては、これは橋本市単独で行うのではなく、県と相談して認定をしているということになっております。

ついでに言わせてもらいますと、市民の方の意識がどうであるのかと。やはり意識は行動につながるというふうに思っておりますので、少しご紹介をさせていただきます。

平成30年の3月に人権に関する市民意識調査というのを実施して、31年の3月に報告書が出ております。その中で設問の中で、現在も差別があると思うかという問いに対して、まずその中で結婚に際してということから言いますと、明らかな差別がある、あるいは、どちらかといえば差別があるという、いわゆる差別があるというふうに回答された方が32.2%という状況です。次に大きいのは、インターネット上で差別的な書き込み、情報拡散、これについては24.6%。三つ目として、住宅や土地の購入、引っ越しに際してということが18%。そして、就職に際してという部分では12%というふうになっております。その中でも特に結婚に際してという、その点における差別意識が非常に大きいということが言えると思います。

次に、二点目の差別を解決していくにあつ

て何が必要なのかというそういうことの中で、おただしの件につきましては、一定の規則あるいは条例が必要だと、これが12.6%と一番低いというふうなおただしですが、これについては、実は項目が幾つかあります。

ちょっとご紹介させていただきますと、これも複数回答となっているんですが、差別を解消するために何が必要なのかということの中で一番高いのが、小・中学校などの人権教育で同和問題に対する正しい知識を教えるというのが一番高くて、これが49.5%というふうになっています。次いで、国や自治体が同和問題が正しく理解されるよう啓発活動を推進するというのが32.8%。そして、差別を受けた人への相談活動を充実するというのが21.7%ということで、これらに比べますと、一定の規制をする条例や法律が必要だというのは低くなっております。ただ、これは単に条例や法律を制定しただけでは、この部落問題の解決にはつながらないよと、こういう意味であるというふうに考えております。

一部の市民の方からは、この条例に関して市民への説明がないであるとか、あるいはもっと市民の声を吸い上げるべきだとか、そういうふうなお話を頂いているんですが、我々はこの意識調査を基に、この一番高いやはり教育、それから啓発、そして相談体制を充実するというのをこの条例に盛り込んで、今回提案をさせていただいていることから、そういう意味で多くの市民の方のご賛同を得られるというふうに思っております。

そして三点目の、これは第4条の第2項になるんですが、部落差別の解消に関して、市民、事業者、関係機関等の取組みに必要な情報及び助言、その他の支援を行うということなんですけれども、ここに書いている意味合いといたしましては、市は人権講演会のほか、橋本出前講座というのも実施をしております。ですから、

特に出前講座などを活用して、市民の方や事業者等への情報提供や、あるいは啓発活動を行うということを考えているんですけども、団体であるとか、あるいは民間の事業者でも結構ですけども、ぜひとも市のほうへそういう要望を頂きたいというふうに考えています。

それから、個人あるいは事業者が、例えばインターネットの差別書き込みを見つけたと、そういった場合も市のほうへ要請いただければ、市のほうで削除要請をかけていくというようなことをしていきたいというような意味で、この規定を盛り込んでおります。

長くなりましたけども、以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。
17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）恐らく総務委員会のほうに付託されると思いますので、ここであまり聞くのもどうかと思うんですけど、うちは16番議員が総務委員会に属しておりますけども、委員長をやらせていただいていますのでなかなか発言ができないんで、あとは総務委員会のほうにお任せしようと思っているんであまり難しいことは聞くつもりはないんですけども、先ほどの市長のお話を聞いて、市長も本当に決意を持ってやっていただいているんやなというのは非常によく分かりました。

ただ、僕が気になるのは、市長の思いの中でインターネットの書き込み、それは僕も思います。我々議員も結構書き込まれるんで、あることないことを書き込まれて、ああ、書かれてるなというぐらいで僕は聞き流す性格なんですけど、やはり気になされる方もいらっしゃると思うし、そんな中で、削除命令だけでええんかなとほんまに思うんです。インターネットって今結構開示請求できるようになってきたじゃないですか、いろんな問題があって。お金もかかるし、まだ法律的にも難しいという段階でなかなか前には進んではないんですけども、やは

り僕はその書き込みをした本人は開示していったって、公表していくべきやと僕は思うんです。インターネットの一番悪いところは、やはり匿名性が強いので、どんどん闇に潜ってしまう。その中で削除依頼をしてもどんどん書き込みを行うので、やはりそういった部分をさらに強くしていく必要があるのではないかなと思うんですけど、その点についてはどう思っているのかというのを一点。

あと、先ほど市長がおっしゃっていたように、やはり差別とか様々な問題はこれ以外にもあると。それに関しては条例もどんどんつくっていかねばいけないと、僕も同じ気持ちです。特に自分が今一番思っているのが、今年の6月かな、ハラスメントに関する窓口の設置義務が法律化されて、各企業、今は大企業ですけども、大企業にはハラスメント相談窓口の設置を義務づけられました、国のほうからね。中小企業は2年猶予があったのかな。僕も小さいながら会社のほう、経営に携わっていますので、今それを設置する準備を進めているんですけども、そういったハラスメント等に関しても、ほんまに市内でもあるんですよ。実際僕も相談を受けられます。実際はあるんですけども、条例をつくる時の物差しが見えてこないんで、例えば、市としてそれが認識されてなかったらつくらないよというのでは困るんです。やはり市として、そういった事例を自分から進んで調べてもらわないと声は聞こえてこないんです。だから、そういった部分の物差しというのは今後どうしていくのかという、この二点についてお答えください。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）まず、インターネットへの書き込みです。おっしゃるとおり、今年法改正もあって、電話番号などの開示請求ができるというようなお話は聞いております。これからそれに伴って、いろんな自治体等でそ

ういった行為、あるいは自治体のみならず、そのような活動と申しますか、ことがなされていくと思いますので、その辺りについては状況も調査した上で、やはり匿名性というのが一番問題があるんで、誰がそのような中傷をしたのかということについては追及はしていくべきだろうというふうに申しますが、今の段階では条例ということで、法的拘束力というのはないということですので、今後その辺りは検討課題かなというふうに思っております。

それから、二点目についてなんですけども、ハラスメント窓口の設置だけではないということなんですけれども、これから市民が困っているということに対しては、条例の制定も含めてどういうふうに考えていくのか。つまり、どういう場合に条例をつくっていくのか、その物差しについてのお話ということなんですけども、基本的に、うちは今回、部落差別の条例を上げるにあたっては、やはりまずは市民の意識調査をしていきました。これから、障がい者差別でありますとか、あるいはLGBTであるとか、そういったこともある中で、やはり市民の声というのをまず拾い上げて、その一方で、差別であるとか、そういう実態もやっぱりつかまえて、その上で総合的にそこは判断をしていかんといかんのかなということで、明確な物差しというのは難しいんですけども、やはりまずは調査から始める必要があるというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございます。一点目のインターネットに関しては検討課題とは言いながらも、やはり僕は開示していかないと全く意味がないと思います、正直な話。私たちごっこですよ。僕はそう思います。

あと、二点目の件なんですけど、アンケート調査も、実際、働く場所のマタハラとか、いろんなパワハラとかいうようなのは、それは労働

基準監督署もあるんで、労働基準監督署のほうでも把握はしていると思うんですけど、市長の思いで、県条例と市の条例はまた別やという思いでつくってはるんで、それは労働基準監督署があるからとかそういうんじゃないんで、市は市で単独でやっていくべきやと思うんです。

今アンケート調査とかもおっしゃっていましたが、橋本市なんて企業は少ないじゃないですか、正直な話。行おうと思えばすぐ行えるんで、そういった調査はぜひ行ってください。これは要望で結構です。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）まず、今回の条例の中に、部落差別とは何かという定義がありません。それは国の法律、また県の条例にもないんですけども、それはないんですけども、第7条で、部落差別を行った者に対し部落差別を行わないよう勧告するものとする。また、勧告に従わない事業者があるときは、その旨を公表することができるというふうにあります。規定がないのに何を基準に、誰がどのように判断をするのかお尋ねします。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）規定といいますか、定義がないということに関してですけども、だから、定義がなければ何も指導も勧告もできないのではないのかという、そういうようなおたがしであらうかと思えます。そもそも部落問題といいますのは、ちょっと堅くなりますけども、日本の歴史的発展の過程で形成された身分階級構造によって、一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、特定の地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職など日常生活の上で差別を受けるなどとしている我が国固有の人権問題ということになるわけです。

けども、これはあえて定義はしていない理由というのは、そもそもこの部落差別というのは、日本の歴史をひもといていけば分かるものであって、あえて殊さらに定義をする必要もないのではないかという考えであります。そして、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、上位法である法律にも規定はされていないということで、条例上には掲載していないということでございます。

その上で、何を基準として誰が判断していくかということなんですけども、まず差別事件であるか否かにつきましては、先ほども言わせてもらったんですけども、最終的には市長がその判断を行うということになります。事務レベルにおきましては、いろいろ本市も過去に蓄積されたデータというのがありますので、それに照らして判断をしていくわけですけども、これは県にも相談をしながら、事件であるかどうかというのを認定していくということになります。

ちなみに、重大な案件とか非常に困難な案件につきましては、本市には橋本市人権行政推進本部要綱というのがあって、この本部会議を開いて、その中でいろんなことを議論して決定をしていくということになります。ちなみに、この本部長は市長ということになっております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）最終的には市長の判断であるというご答弁でした。今、歴史的なこととかいろいろ説明はあったんですけども、そもそも先ほど市長も言われたように、平成14年に特別措置法が終結をして、現在でいえば、そのときは地域を特定していたわけですけども、かなり生活環境も改善されましたし、また混住も進んでいるし、かつての指定された地区といえますか、そういうものは現在はないというふうに私自身は認識をしているんですけども、市長はいかがでしょうかとというのが一点。

それと、先ほど職員を守るためにも条例が必要だというふうなご答弁がありました。そのときに、部落差別があるというのは県とも相談をして認定しているんだということも先ほど説明がありました。その中で、ここは同和地区ではないんかという問合せが結構あるんだということなんですけれども、そのときに、橋本市には地区はありませんとはっきり答えるということが一番大事ではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）阪本議員の質問にお答えをします。

私も同和地区はないと思っています。思っていますけど、現実はそうではないというふうに思われているということだと思います。これは日本の歴史がつくり上げてきたことなんです。先ほども規定がないとあって、こんな、今まで日本の歴史を見たら、そんな規定が要りますか。そういうことを言うこと自体、僕は理解できないと思います。それは皆さんの受け止め方だと思いますけども。

同和問題については、本当に私たちもはっきりと、そういうことが電話で来ても否定はしています。その電話をかけてきた人の住所とか名前が分かれば指導もしています。でも、残念ながら、電話ってすぐ切られるんですよ、そこを聞いた時点で。そして、それがインターネットの書き込みにつながったり、僕は本当に今一番恐れているのは、間違った情報が拡散されるということを非常に不安視しているんです。コロナでもそうでしょう。かかってない人が書かれて、どんどん間違ったことが拡散していく。先ほども言いましたように、いいことは拡散しないですよ。何ぼいいことをしても、そこはそこで止まってしまう。でも、悪いことはどんどん拡散していく。これを抑えていくということ

は大事やと思います。

先ほど岡議員の質問もありましたけども、私はそういうようなインターネットのところについては、さらに国にもこれからお願いをして、できるだけ公表できる、差別に対してそういう対応ができる。でも、今の環境でいえば、民事ではできるけども、被害者がその費用を負担せなあかんという現実があるんですよ。でも、その差別事象でどれだけの損害賠償を請求したところで、どれだけのお金を取れるかという、損害額の確定ができないというのが僕は事実やと思うんです。

だから、市としてはやれるところからしっかりやっていきながら、一方、さらに踏み込んで条例が書けるようになれば、それもきちんと公表するというふうな罰則規定がつけられるようになったら一番いい形になると思いますけど、現状はまだなかなかそれができませんけども、そういうふうと考えています。私の心の中にも同和地区はないという意識で取り組んでいますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、総務委員会に付託いたします。

この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第19 議案第10号 橋本市農業振興条例について

○議長（土井裕美子君）日程第19 議案第10号

橋本市農業振興条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）会派に経済建設委員がおるんですけども、個人的に農業にはすごく興味があるので、経済部長にお伺いします。

今、「愛に飢えたら柿、食べよ」なんてすばらしいキャッチフレーズで、ポスターにもみんな好感を持って、農林振興課はほんまに本市の数ある課の中でも飛ぶ鳥を落とす勢いで頑張ってくれとると、そういうふうに思います。その上でこういう条例をつくって、耕作放棄地対策とか、担い手のこととか、農業者を守るというか、発展するにあたっての大切な条例であると思います。条文も読ませていただいて、自分の中でもよく理解できます。

その上で、日が差したらあたる場所と影の部分ですね。単刀直入に申し上げますけど罰則規定、担い手とか新規就農とか、市長はよく言われますよね。150万の新規就農が終わった次の年、おまんらどないするんでよって。これも踏まえた上で以下を問うんですけども、やっぱり初年度150であれば、だんだん売上げが上がってきたら、補助が下がって、きっちり計画イコール成果になっていくのが最終年度、5年、6年になるのか分からないですけど、最終年度はもう補助は要らないよとか、一生懸命頑張ってる人が書類の不備でもらえない人がおったり、ずるい人はいないと思いますけども満額、ちょっとでももうといたろうって、人間の心理やから分からんでもないんですけども、そういうことも踏まえて、耕作放棄地対策と新規就農、若い担い手という表現になっと思うんですけども、この辺に対して、もしそういうことがあったときのペナルティーであったりとか、無償で水利とか土地の地代ら要らん代わり

に、草ぼうぼうにせんと貸してもらえる志のある地元のおいちゃん、おばちゃんの気持ちに反したときの罰則規定、この辺についてはいかがですか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）おただしの件についてお答えさせていただきます。

まず、少し堅い話になるんですが、条例でもし罰則規定を制定するとなると、地方自治法14条第3項の規定の中には、普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑または5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができると、そういうことにまづなっています。

今おただしのありました農業振興条例、今回上程させていただいております第10条の規定にする補助金についてのおただしかと思えますが、万が一、虚偽申請等があった場合には、橋本市補助金等交付規則の規定により、交付の取消し及び返還を求めることになっています。議員のおただしの中には、具体的な事例を挙げいただきましたが、そういったことがないように、農林振興課職員、農業者の方としっかりと相談しながら計画を立ててしていきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）明確なご答弁ありがとうございます。そのとおりで結構でございます。

あと、プラスなんですけども、この交付、お金に絡む規則の法律、ルールであると解釈しました。あと、ここはグレーゾーンで難しい。グレーゾーンという表現をあえてするんですけども、土地を貸してくれたら、農業委員会を通して書面を通すところもあれば、基本はそうなんですけども、二、三年ここを貸してよとかいろいろあると思うんです。ちゃんとした手続きで

入り口、出口がきっちりしている土地に限り、草ぼうぼうであったりとか、農林振興課と農業委員会、農林振興の中でもそれに準ずる係というのがあると思うんです。ほんならやっぱり、僕の勉強不足なんですけど、本来のイメージは耕作放棄地イコール、いつまでほっとくんやとか、そういうのも踏まえた上できっちり精査して、今度は総務部の固定資産の係ですかね。これは農地と認められないという線引きであったりとか、この辺まで最終発展していくと思うんです。だから、貸しとる農地がそうなるということは事前に食い止めないかん。やはりその点に対しての、誰がその情報を調査、線引きするかというのは農林振興課に求められると思うんです。厳しく行くんやという姿勢を持ってほしいと。罰金を取れと言うとるんではないです。その点に関して決意だけお願いします。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員おただしの件につきましては、これまでもそういった情報が市民の方から農林振興課のほうに問合せ等があって対応させていただいたところですが、やはり今回、農業振興条例に基づく様々な施策も併せて提案させていただくんですが、そういった手続き等をきっちり踏んだものでないこの制度は活用できないというふうになっておりますので、しっかりとそこについては疑義が持てるような状況がないように、担当職員も踏まえてしっかりと対応していきたいと思えますので、ご理解をお願いします。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第10号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第20 議案第11号 橋本市文教施設等

維持管理基金条例について

○議長（土井裕美子君）日程第20 議案第11号 橋本市文教施設等維持管理基金条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）第3条に、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするというふうにあります。どういう基準でこの金額を定めるのか。また、いくらぐらいを予定されているのかお尋ねします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）今回の基金条例の対象の施設のほうからご説明させていただきます。

一応対象と予定しておりますのは、中央公民館、地区公民館、小・中学校の屋内運動場・屋外運動場、それから、文化会館、学文路スポーツセンター、伏原体育館、勤労者体育センター、東家体育館、学文路東体育館、住吉運動公園多目的広場を対象としてございます。

積み立てる額なんですけれども、一応これらの施設より徴収した使用料、この後にご審議を頂きます激変緩和に伴う使用料を原則として積み立てていきたいというふうに考えてございます。具体的な金額については、あくまでも今のところは全く想定としか計算しておりませんが、30年度実績をベースに考えた際に、仮に今回の見直し、条例改正等が承認されれば、約500万から600万程度になるのかなと。あくまでも全くの推定になりますけれども、そのように想定してございます。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）要するに、半端も含めて全額積み立てるということでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）この後に提案してございます議案のほうに、激変緩和に伴う使用料の金額をそれぞれ設けさせていただいてございます。300円、500円、1,000円という金額を設けさせていただいておりますので、今のところ原則として、この激変緩和で頂く使用料を積み立てていきたいというふうに考えてございます。最終的にはまた財政当局のほうとも協議しながら、積立金額というのが決定していくのではないかなというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第11号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第21 議案第12号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第21 議案第12号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番 辻本さん。

○6番（辻本 勉君）公民館等の施設の利用の料金なんですけど、当然サークル等になれば、利用者が若干の負担をしなくてはならんというのは私は当然だと思うんですけども、そのことに関しては別に異論はないんですけども、それに伴うといいますか、当然、公民館運営審議会で議論をされておると思うんですけども、この辺の意見というのは私は当然、本来は尊重していくべきだと思うんですけども、本市の公民館運営審議会についての公民館運営審議会の構成とかいろんな在り方についてもっと議論をしていかないと、ここでいろんな問題が出てき

たときに、反対がたくさん出てくる可能性があると思うんです。私は公民館運営審議会というものはやはり大事な部分なんで、その意見というのは尊重すべきだと思うんですけども、今後のことを考えますと、公民館運営審議会の委員の在り方といいますか、構成の在り方、この辺を考えていかないと、利用者が公運審の中にたくさん入っているような状況であれば、どうしても利用者目線になってしまうという懸念があります。そういうことでいきますと、公運審はもう少し考える必要があるのではないかなど。

それと、本来公民館活動というのは、本市の社会教育の拠点、生涯学習の拠点でありますので、それなりの活動をしていかなあかんですが、今の状況を考えますと、比率的にいきますとサークル活動が大変増えておって、本来の公民館の主體的な事業といいますか、公民館活動が若干薄れておるんでないかなど。今後、公民館の在り方についても見直しをしてやっていかないと、本来の本市の社会教育、生涯学習の発展につながっていかない。サークル活動も否定するわけではないんですけども、もっと本来の公民館活動にやっていかななくてはならないと思うんですが、それについて今後のことも含めましてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）公民館運営審議会でのおただしです。答申を頂いています。議員おただしのとおり、公民館運営審議会のメンバーは地区公民館の代表、それからサークルの代表の方がほとんどで、いわゆる利用者が意見を言っているという状況です。私自身も公民館運営審議会につきましては、公民館を直接利用される方以外にも、いろんな方のご意見を頂いて、答申を頂くべきだったと今になって思っています。

様々な考え方があってと思います。利用されて

いる方、利用されていない方、いろんな方があって、その中から答申を頂くというのが今後必要かなと思っていますし、審議会そのもののありようというのでも検討していきたいと思っています。ご理解を頂きたいと思います。

それから、確かに公民館、多くのサークルの方々にご利用いただいています。これはそれぞれにサークルごとに特性もありますし、それぞれの必要性も私は感じていますが、公民館運営というのは、中心は公民館行事やろうと。公民館が主催してする行事が、やっぱり公民館の大きな値打ちだろうと思っています。今も、例えば書き初め会用の公民館の主催事業であるとか、いろんなことをやっていただいていますけども、やはり本元は公民館が主催して地域の社会教育を発展させていくということが本筋だろうと思っていますので、それに向けても議員おただしのとおりですので、検討して前向きに進んでいきたいと思っています。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）私はお金の徴収方法、どうやって現場で徴収していくのかどうか。もし現場でするのであれば手間もかかってくるかと思うんですけども、その辺りどの程度を想定して今回の条例を上げられたのかなど。やっぱりお金を現場で使うとなった場合に、過去様々な事件がありましたので、気になるころではあります。その辺りも踏まえて、よろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）今後、見直し後の使用料の徴収ということでございます。従来から使用料については、減免対象外の方については徴収をさせていただいておりますので、その事務、それからコピー等、複写手数料等を頂いておりますので、従来その事務については、例えば公民館であれば公民館職員についてはやっ

ていただいております。ただ、今後やはり今回の見直しでその件数は増えてくると思いますので、その辺については、きちっとやっぱり公金管理という観点も含めて、現場と教育委員会事務局のほう、きちっと調整をして、その辺に向けたきちっとした対応というのは取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）ということは、これから考えるという、今の段階ではまだやり方も何も考えてない。ただ、件数が増えるかもしれへんし、これから考えていくということですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）基本的には従来どおりの徴収ということの中では、職員の皆さんにさせていただいておりますので、従来どおりということの中でやっていくわけなんですけども、やはり件数等が今後、極端に増えてくることも想定されますので、これにつきましては公金の管理、人の問題も含めて、今後きちっとその対応については考えていきたいというふうに思っています。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。
10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）お聞きします。一般質問でも少し触れさせてもうたんですけども、そのときに教育部長が料金徴収見直しの件について、社会教育委員の皆さんにはお話をしましたと、お二方にお話ししましたって、お二方と言うてましたんですけども、社会教育委員の皆さんは全部で11人おるんです。社会教育委員会の会議で相談されたのかと思ったら、そうでないような答弁をされてたんでおかしいなと思ったんです。それをまずはじめに申し上げて。

私が聞いているお話では、公民館運営審議会が3月に答申を出されて、その後8月に至るまでに教育委員会でいろいろ検討した結果、答申どおりでないような結論を出される方向にな

ってしまったんですけども、それ、教育委員会で検討した結果と言うんですけども、私がいっぺんこれを調べたんですけども、毎月1回やっているんですね、教育委員会。そこで、公民館に関係することは6月に1回やっただけなんですよ。そのときは教育委員を決める信任についてだったんですけども、私、教育委員会の6月度の議事録を見たんですけども、それを見ますと、生涯学習課長が後半のほうで説明されているんです。最後のほうで、6月の教育委員会の過程で。ということは、公民館といえますのは社会教育活動、生涯活動でありますやんか。そういう意味で、社会教育委員は教育委員会の会議に出席して、社会教育関係のことを発言できるということになってますでしょう。なっているんですよ。そやのに、これ、一度も出てません。出席してないんです。公民館問題で、これはやっぱり社会教育委員の皆さんに来てもらって、少なくとも6月のときにそういう話が、生涯学習課長が説明されるような予定だったら、社会教育委員の皆さんをこのとき呼んでおかなかつたらあかんのちゃうかなとは思っています。1回きりなんです。それは選任する議題だったんですけども、会議の後半で生涯学習課長が、利用料の見直しの件についてこういう報告ときますということで報告されたんです。社会教育委員の皆さんの公民館との関わりの関係で、教育委員会の会議で呼ばないというの、ほんで、1回きりで選任のときの話で、ついでに言うたら失礼やけども、そのときに料金見直しの件について生涯学習課長が報告されていたんです。それやったらその場に社会教育委員がおらなかつたら、意見聴取できなかったと思うんですよ。それをされてないというのはおかしいことやなと思ったんですけど、お答え願えますか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ただ今のご質問なん

ですけれども、一昨日の一般質問の答弁の中では、8月12日に社会教育委員の議長、副議長の方、それから10月にも社会教育委員会議のほうで説明をさせていただいておりますというふうに、まずはご答弁させていただいておりますので、またご確認いただけたらと思います。

それと、ただ今のご質問なんですけれども、令和2年の3月、公運審のほうから答申のほうが出されております。この内容につきましては、議員もご承知かと思っておりますけれども、今後の橋本市の将来を考えると、いろいろ料金の徴収見直しに関しては検討しなければならないけれども、現状のままにされたいというような内容でございました。それを受けて、まずこの4月以降、教育委員会内部で十数回議論をいたしました。今回の市としての方針と、それから、昨年6月に行っております橋本市のまちづくりのためのアンケート調査の結果、公運審等で頂いたご意見、また、説明会を1月にやっておりますので、その際頂いたご意見、それらを最終的に、まずは教育委員会としてどういう方向性を出していくのかということの中で、内部で議論をいたしました。

その内部の議論をした内容を報告させていただいたのが、6月の教育委員会の定例会でございます。その際には、1月の説明会の際に、やはり今の減免の基準というものを白紙に戻させていただいて検討をさせていただきたいというお話をさせていただいた際に、いろんなご意見があったんですけれども、その中にはやはり新たな減免基準を設けるべきではないですかというようなお話もございました。それらも含めた新たな減免基準と、それから激変緩和の措置を講じるというようなことも含めた内容で、一旦6月の教育委員会定例会のほうに報告をさせていただいて、この内容に基づいて8月の公運審、8月の説明会、社会教育委員の皆さま、それから、スポーツ審議会委員の皆さまに

ご説明をさせていただきたいと、そういうふうな形で進めてまいりました。

最終的に、社会教育委員、スポーツ推進委員の皆さま、それから、9月の文教のほうでもご報告はさせてもうたんですけれども、それらを踏まえて9月の教育委員会定例会で、今ご提案をさせていただいておりますような本議会への提案の内容を教育委員会内で決めていったということでございます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）お聞きしますと、9月の教育委員会で、これ、そやけど教育委員というのは11名おるんですわ。その9月に何人出席したか教えていただけますか。それと、かなりこれ、大きな問題でありますし、公民館の使用料を取るというのは。それは教育委員会の中に社会教育委員を呼んで議論しなかった理由がよく分からないんですけど、何ですかね。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）教育委員は5名でございます。社会教育委員会議におきましては、当然いろんなお話はさせていただいておりますけれども、その中でも最終意見を聞かしていただいた上で、今回の議案での提案となっております。その点につきましては、教育委員会、社会教育委員会議のほうでも内容についてはご説明をさせていただきまして、一昨日の一般質問の際にも質問を頂きましたように、社会教育委員のご意見についても述べさせていただいたところでございます。

○議長（土井裕美子君）答弁もれがあったらご指摘ください。よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）附則のところなんですけれども、この令和3年10月1日から令和8年9月30日の間においてということで、実際に今まで減免を受けていたところが受けられなくなる、

いろいろな基準もあったと思うんですけども、自分たちのサークルなり社会教育団体がどういことになるのかというのが一番知りたいところなんですけれども、教育委員会規則で定めるものと書いてあるんですけど、教育委員会規則、例規集とかでいろいろ探したんですけど出てこないんです。ただ、やっぱり自分がどこにあてはまるのか知るためには、やっぱりこの基準がないと分かりにくいし、また、公民館等においても、ここの団体はお金をもらわないといけない、ここはもらわなくていいとかという判断をするときにも必要になると思うんですけど、これはどこにあるんでしょうか。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） この附則の件につきましては、激変緩和措置の期間ということで、現行の社会教育関係団体、また公民館サークル等ということの中の今減免をさせていただいておる団体ですので、現行の中にこの社会教育関係団体、また、公民館サークルについては市長が特に認めるということの中で規定をさせていただいておりますので、この点につきましては、利用者の皆さま方については、自分たちがまず激変緩和の対象になるということをご存じかと思えます。

それから、今後減免になるかどうか、新しい減免基準の適用となるかどうかにつきましては、特に8月の説明会では多くのご質問を頂戴しました。やはりその中で特に今回新たな減免基準として設けさせていただいておりますのが、やはり地域に便益が還元される事業というものにつきましては減免の対象、基本的には免除になってくるんですけども、対象とさせていただきたいというふうに考えてございます。

そこについては、今現時点でまだ明確なガイドラインというのを施行前までにはきちっとつくっていく方針でおるわけなんですけども、今教育委員会として考えておりますのは、地域

自治に係る事業、地域安全に関連する事業、地域福祉に関連する事業、それから、地域教育に関連する事業、これらについてはやはりこれまでどおり、新たな減免基準の中では免除としていくべき活動になってくるのではないかとこのように考えてございます。

○議長（土井裕美子君） 部長、規則はどこに載っているんですか。例規集を見ても載っていませんがという、それをもう少し明確にお答えいただけますか。

教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） 教育委員会規則第39号、橋本市社会教育関係団体認定規則がございまして、この中で規定をさせていただいております。

○議長（土井裕美子君） 11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君） それはまた後で見ることにしますけども、先ほど言われた、まだはっきりと減免の基準が決まっていないというような感じに受け取ったんですけども、地域自治、安全、福祉、教育とかは減免の対象にしていこうかなど。このこととかが、これは令和3年10月1日からなので、そこまでにははっきりとした文書なりで示されるんでしょうか。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） これは教育委員会だけではなしに市全体のこととなってまいりますので、当然、市長部局ともきちっとこの点のガイドラインについては明確に作成をしまして、できるだけ早期に市民の皆さんにお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第22 議案第13号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第22 議案第13号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第23 議案第14号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第23 議案第14号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

この際、当局から発言の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）発言の申出を許可していただき、ありがとうございます。

ただ今からご審議いただきます橋本市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の正誤表により、訂正のお願いとおわびを申し上げます。附則の追加番号を3から5に訂正をお願いいたします。

今後、このようなことのないよう十分確認してまいりますので、よろしく願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（土井裕美子君）ご了承願います。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第24 議案第15号 橋本市温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第24 議案第15号 橋本市温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第25 議案第16号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第25 議案第16号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）もともとは96円であったのが182円、ほぼ2倍になるんですけども、維持管理費の増加に伴い見直しを行うということなんですが、もともと96円にした根拠といえますか、それは何だったのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ただ今のご質問にお答えします。

当初、センターができたときに、いきいきルームもやり出したんですけども、当初、いきいきルームということで介護予防を中心に行うということで、いろいろな人来ていただきたいということで啓発も含めて96円。当初、消費税の関係で2時間100円という使用料を取っていたんですけども、それ、非常に安い金額で、できるだけ利用していただきたいということで、この金額を設定したと聞いております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）できるだけたくさんの人に使ってもらおうということを決めた。それを今度、消費税抜きの値段で182円なんですけど、この金額になった根拠というのは何なんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今、委託料をできるだけ安く上げるということで、全ての方について一律の金額を設定しております。できれば、もう少し金額が上がってくれば、65歳以上とそれ以下の人の金額を分けるということもできたんですけども、今も100円にして間違いのないように、自動販売機はあるんですけども、一律100円で事務の簡素化を行っています。今後200円という金額に変えるんですけども、今言いましたように、非常に今までの100円が安かったということが一点。それと、いきいきルームの中の機械については、ほかのジムと同様に非常に高価な機械、けがとかがないように高価な機械を入れております。その辺のメンテナンス、また買換えの時期が迫ってきていますので、そういうのも含めて金額を200円に設定させていただきました。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第16号に

ついては、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第26 議案第17号 橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第26 議案第17号 橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第18号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第27 議案第18号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第19号 橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第28 議案第19号

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第20号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第29 議案第20号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。